

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	平成27年6月30日
【会社名】	常磐興産株式会社
【英訳名】	Joban Kosan Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 井上 直美
【本店の所在の場所】	福島県いわき市常磐藤原町蕨平50番地
【電話番号】	0246(43)0569(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理本部長 秋田 龍生
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区東日本橋三丁目7番19号
【電話番号】	03(3663)3411(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理本部長 秋田 龍生
【縦覧に供する場所】	常磐興産株式会社 東京本社 (東京都中央区東日本橋三丁目7番19号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 上記の東京本社は、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としております。

1【提出理由】

平成27年6月26日開催の当社第97回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成27年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件
期末配当に関する事項
配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式1株につき2円 配当総額175,730,458円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 監査等委員会設置会社に移行するべく、所要の定款変更を行うものであります。

(2) 会社法改正によって責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い定款の一部を変更するものであります。

(3) その他、各変更に伴う条数等の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役として、井上直美、中村行雄、佐久間博巳、秋田龍生、田島悦郎、松崎克郎および渡辺淳子の7氏を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、鈴木和好、清田啓一および金子重人の3氏を選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、前川紀光氏を選任するものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、固定報酬枠と業績連動型の変動報酬枠に区分し、固定報酬枠として年額1億10百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、変動報酬枠として当該事業年度の連結当期純利益の3%以内の合計額と定めるものであります。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、年額40百万円以内と定めるものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

議案	賛成	反対	棄権	賛成率	決議結果
第1号議案	58,358個	168個	0個	95.8%	可決
第2号議案	58,155個	371個	0個	95.4%	可決
第3号議案					
井上 直美	58,295個	227個	0個	95.7%	可決
中村 行雄	58,340個	182個	0個	95.7%	可決
佐久間 博巳	58,349個	173個	0個	95.8%	可決
秋田 龍生	58,351個	171個	0個	95.8%	可決
田島 悦郎	58,342個	180個	0個	95.7%	可決
松崎 克郎	58,352個	170個	0個	95.8%	可決
渡辺 淳子	58,286個	236個	0個	95.7%	可決
第4号議案					
鈴木 和好	58,350個	172個	0個	95.8%	可決
清田 啓一	57,287個	1,235個	0個	94.0%	可決
金子 重人	58,341個	181個	0個	95.7%	可決
第5号議案					
前川 紀光	58,255個	271個	0個	95.6%	可決
第6号議案	58,268個	258個	0個	95.6%	可決
第7号議案	58,267個	259個	0個	95.6%	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

- ・第1号議案、第6号議案および第7号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の三分の二以上の賛成です。
- ・第3号議案、第4号議案および第5号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会の前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。

以 上